

静岡市中央体育館
静岡市南部体育館
静岡市長田体育館
静岡市東部体育館
静岡市北部体育館
清水清見潟公園
(体育館、室内プール及びトレーニング室)
静岡市蒲原体育館
静岡市西ヶ谷総合運動場
静岡市清水総合運動場

指定管理者募集要項

令和2年10月

静岡市観光交流文化局スポーツ振興課

目 次

○募集要項

1	公の施設の概要	1
2	指定管理業務の内容	6
3	指定期間	7
4	募集条件	7
5	欠格事項	7
6	申請に関する事項	7
7	審査及び選定に関する事項	9
8	協定等の締結	10
9	その他	11

○申請書類

1	静岡市体育館等指定管理者指定申請書（様式1）	13
2	静岡市体育館等事業計画書（様式2）	14
3	中央体育館、南部体育館、長田体育館、東部体育館及び北部体育館事業計画に関する収支予算書（様式3）	15
4	清水清見潟公園（体育館、室内プール及びトレーニング室）事業計画に関する収支予算書（様式4）	16
5	蒲原体育館事業計画に関する収支予算書（様式5）	17
6	西ヶ谷総合運動場事業計画に関する収支予算書（様式6）	18
7	清水総合運動場事業計画に関する収支予算書（様式7）	19

○別紙

1	静岡市体育館等指定管理に関する質問票（別紙1）	20
2	指定管理申請者審査表（別紙2）	21

指定管理者募集要項

静岡市（以下「市」という。）では、静岡市中央体育館、静岡市南部体育館、静岡市長田体育館、静岡市東部体育館、静岡市北部体育館、清水清見潟公園（体育館、室内プール及びトレーニング室）、静岡市蒲原体育館、静岡市西ケ谷総合運動場及び静岡市清水総合運動場（以下「静岡市体育館等」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者制度による管理を導入しています。

静岡市蒲原体育館を除く 8 施設については平成 18 年 4 月から、静岡市蒲原体育館は平成 28 年 4 月から指定管理者制度による管理を導入していますが、令和 3 年 3 月 31 日をもって現在の指定期間が終了するため、令和 3 年 4 月 1 日以降の指定管理者を非公募により募集します。

9 施設の全てを一体として管理運営していただきます。各施設についての指定管理業務の詳細は、別途「指定管理業務仕様書」を御覧ください。

1 公の施設の概要

(1) 静岡市中央体育館（以下「中央体育館」という。）

ア 所在地 静岡市葵区駿府町 2 番 80 号

イ 規模

(ア) 体育館

a アリーナ棟 鉄筋コンクリート造 3 階建て 延べ床面積 4,881.07 m²

b 管理棟 鉄筋コンクリート造 4 階建て 延べ床面積 4,408.95 m²

(イ) 弓道場 鉄骨コンクリート造 2 階建て 延べ床面積 1,457.87 m²

(ウ) 屋内プール 鉄筋コンクリート造 2 階建て 延べ床面積 2,170.25 m²

ウ 施設内容

(ア) 体育館

a アリーナ棟

アリーナ、放送室、役員室、医務室

b 管理棟

(a) 1 階

トレーニング場、卓球場、事務室

(b) 2 階

剣道場、柔道場

(c) 4 階

軽運動室、会議室（100 人収容）、多目的室 1（40 人収容）、多目的室 2（20

人収容）、談話室兼ロビー、教室、職員室、相談室

教室、職員室、相談室は青少年育成課所管です。

(イ) 弓道場

a 1 階

多目的室 3

多目的室 3 は子ども未来課が児童クラブに使用しています。

b 2 階

弓道場（近的 10 人立）

(ウ) 屋内プール

大プール、小プール、更衣室、指導員室、清掃員室、監視員室

(エ) 駐車場

39 台収容

エ 開館時期

(ア) 昭和 46 年 5 月（体育館）

(イ) 昭和 56 年 4 月（弓道場）

(ウ) 昭和 50 年 8 月（屋内プール）

(2) 静岡市南部体育館（以下「南部体育館」という。）

ア 所在地 静岡市駿河区曲金三丁目 1 番 30 号

イ 規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建て及び一部 3 階建て
延べ床面積 6,739.40 m²

ウ 施設内容

(ア) 1 階

アリーナ、剣道場、柔道場、医務室、スポーツ相談室、談話室兼ロビー、事務室、用器具置場

(イ) 2 階

トレーニング場、卓球場、多目的室（20 人収容）、ランニングコース（1 周 133 m）

(ウ) 駐車場

50 台収容

エ 開館時期 昭和 59 年 6 月

オ その他

当施設は静岡市南部保健福祉センター及び静岡市支援センターみらいとの複合施設です。

(3) 静岡市長田体育館（以下「長田体育館」という。）

ア 所在地 静岡市駿河区鎌田 574 番地の 1

イ 規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建て 延べ床面積 4,750.00 m²

ウ 施設内容

(ア) 1 階

アリーナ、役員指導室、医務室、多目的室（20 人収容）、談話コーナー兼ロビー、事務室、用器具置場

(イ) 2 階

剣道場、柔道場、卓球場、トレーニング場

(ウ) 駐車場

74 台収容

エ 開館時期 昭和 61 年 2 月

オ その他

当施設は静岡市長田保健福祉センターとの複合施設です。

(4) 静岡市東部体育館 (以下「東部体育館」という。)

ア 所在地 静岡市葵区東千代田二丁目3番1号
イ 規 模 鉄骨鉄筋コンクリート造地上2階地下1階建て
延べ床面積 6,059.00 m²

ウ 施設内容

- (ア) 1階
アリーナ、卓球場、指導室、健康相談室、談話コーナー兼ロビー、事務室
- (イ) 2階
柔剣道場、トレーニング場、多目的室 (60人収容)
- (ウ) 駐車場
60台収容

エ 開館時期 平成2年6月

(5) 静岡市北部体育館 (以下「北部体育館」という。)

ア 所在地 静岡市葵区松富四丁目14番1号
イ 規 模 鉄骨鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建て
延べ床面積 8,992.61 m²

ウ 施設内容

- (ア) 1階
アリーナ、剣道場、柔道場、事務室、医務室、エントランスホール、談話室、放送室、指導員室、更衣室
- (イ) 2階
トレーニング場、卓球場、弓道場 (近的10人立)、ランニングコース (1周170m)、健康相談室、体力測定室、多目的室1 (40人収容)、多目的室2 (20人収容)
- (ウ) 3階
弓道場 (遠的10人立)

(エ) 駐車場
150台収容

エ 開館時期 平成9年6月

(6) 清水清見潟公園 (体育館、室内プール及びびトレーニング室)

ア 所在地 静岡市清水区横砂408番地の38
イ 規 模
(ア) アリーナ棟 鉄筋コンクリート造2階建て 延べ床面積 1,810.29 m²
(イ) プール棟 鉄骨鉄筋コンクリート造2階建て 延べ床面積 1,427.19 m²

ウ 施設内容

- (ア) アリーナ棟
アリーナ、更衣室
- (イ) プール棟
a 1階

- 25mプール、事務室、更衣室、監視員室、清掃員室、採暖室
- b 2階
 - トレーニング場、更衣室、多目的室
- エ 開館時期 平成6年5月

(7) 静岡市蒲原体育館（以下「蒲原体育館」という。）

- ア 所在地 静岡市清水区蒲原新田一丁目199番地の19
- イ 規模 鉄骨造平家建 延べ床面積1,097.89㎡
- ウ 施設内容
 - アリーナ、事務室、談話室兼ロビー、ミーティングルーム、更衣室
- エ 開館時期 昭和56年3月

(8) 静岡市西ケ谷総合運動場（以下「西ケ谷総合運動場」という。）

- ア 所在地 静岡市葵区西ケ谷8番地の1
- イ 規模
 - (ア) 陸上競技場
 - スタンド 鉄筋コンクリート造平屋建 延べ床面積721.13㎡
 - 倉庫棟 軽量鉄骨造平家建 延べ床面積115.93㎡
 - (イ) 屋内プール 鉄骨鉄筋コンクリート造一部2階建て
延べ床面積2,626.74㎡
 - (ウ) テニスコート
 - クラブハウス 鉄筋コンクリート造2階建て 延べ床面積291.27㎡
 - (エ) 野球場 鉄筋コンクリート造2階建て 延べ床面積3,154.74㎡
 - (オ) 管理事務所 鉄筋コンクリート造平家建 延べ床面積460.40㎡

ウ 施設内容

- (ア) 陸上競技場
 - a トラック（全天候型ウレタン舗装、1周400m8コース）
 - b フィールド（芝生66m×101m一部ウレタン舗装）
 - c スタンド（約2,600人収容、芝生、本部席、役員室、男女更衣室、倉庫）
 - d 照明施設（500L X 4基）
 - e 練習コース（直線75m×3コース、走幅跳練習場1か所）
 - f 倉庫棟
- (イ) 屋内プール
 - a 1階
 - 玄関及びロビー、事務所、監視室、医務室、男女ロッカー室、男女シャワー室、男女浴室、機械室、大小プール、倉庫
 - b 2階
 - 会議室、集会室、観覧席
- (ウ) テニスコート
 - a コート（全天候型砂入人工芝コート6.5面 うち0.5面は壁打ちコート）
 - b スタンド（500人収容）
 - c クラブハウス

- (a) 1階
 - 事務室、男女ロッカー、役員室、倉庫、男女シャワー室
 - (b) 2階
 - 会議室、放送室、ホール、ロビー
 - (エ) グラウンドゴルフ場 (8ホール 240m)
 - (オ) ターゲットバードゴルフ場 (9ホール PAR27 312m)
 - (カ) 野球場 (グラウンド面積 13,120 m²、両翼 94m、中堅 120m)
 - a 内野スタンド (椅子席 2,508 席、車いす席 6 席)
 - b 外野スタンド (芝生 3,000 人収容)
 - c 照明施設 (6 基 3 段切り替え)
 - d その他 (ピッチング練習場、1・3 塁ダッグアウト、記者席放送室、本部席、審判席、選手控室、会議室、事務室、本部控室、医務室、チケット売り場)
 - (キ) 管理事務所
 - 事務室、会議室、救護室、書庫、休憩室、男女シャワー室、売店
 - (ク) 橋梁
 - a 感動橋
 - b 躍動橋
 - c 親水橋
 - d 西ヶ谷橋
 - (ケ) 駐車場
 - a 陸上競技場駐車場 261 台収容／大型用 10 台収容
 - b 屋内プール駐車場 100 台収容
 - c 野球場駐車場 221 台収容
- エ 開館時期
- (ア) 平成 3 年 5 月 (総合運動場)
 - (イ) 平成元年 5 月 (屋内プール)
 - (ウ) 平成 9 年 5 月 (野球場)

(9) 静岡市清水総合運動場 (以下「清水総合運動場」という。)

ア 所在地 静岡市清水区清開二丁目 1 番 1 号

イ 規模

- (ア) 陸上競技場
 - スタンド 鉄筋コンクリート造 3 階建て 延べ床面積 838.31 m²
- (イ) 体育館
 - 鉄筋コンクリート造 2 階建て一部 3 階建て
 - 延べ床面積 5,537.04 m²
- (ウ) 弓道場
 - 鉄骨モルタル造平家建 延べ床面積 179.10 m²
- (エ) 武道場
 - 鉄骨造平家建 延べ床面積 668.41 m²

ウ 施設内容

- (ア) 陸上競技場
 - a トラック (全天候型ウレタン舗装、1 周 400m 8 コース)
 - b フィールド (芝生 68×105m)
 - c スタンド (スタンド席 1,384 席、芝生 1,000 人収容、役員室、放送室、控室、

男女更衣室、男女シャワー室、男女トイレ、医務室、給湯室、器具庫)

(イ) 体育館

アリーナ、事務室、ホール、医務室、会議室、男女更衣室、男女トイレ、男女シャワー室、放送室、倉庫、観客席 900 席、車いす席 6 席

(ウ) 水泳場

50mプール (9 コース)、25mプール (7 コース)、円形プール

(エ) アーチェリー場

倉庫、夜間照明設備、移動式防矢ネット

a 射距離 18m、30m、40m、50m、60m、70m、90m

b 的数 20 的

(オ) 弓道場

会議室、湯沸室、トイレ、更衣室

a 射距離 28m

b 射場 6 人立

(カ) 武道場

剣道場、柔道場 (28.40m×15.75m)

(キ) 多目的グラウンド

夜間照明設備 メタルファライド 6 灯×照明柱 6 柱

(ク) 駐車場

a 体育館前駐車場 40 台収容

b 体育館横駐車場 55 台収容

c 第二駐車場 90 台収容

d 武道場専用駐車場 20 台収容

e 円形/25mプール用駐車場 30 台収容

f 50mプール用駐車場 60 台収容

エ 開館時期

(ア) 昭和 44 年 10 月 (陸上競技場)

(イ) 昭和 46 年 9 月 (体育館)

(ウ) 昭和 47 年 8 月 (水泳場)

(エ) 昭和 49 年 2 月 (アーチェリー場)

(オ) 昭和 54 年 10 月 (弓道場)

(カ) 平成 19 年 4 月 (武道場)

(キ) 昭和 46 年 9 月 (多目的グラウンド)

2 指定管理業務の内容

- (1) 静岡市体育館条例第 3 条、静岡市都市公園条例第 8 条及び静岡市総合運動場条例第 4 条に掲げる事業の実施に関する事。
- (2) 静岡市体育館等の利用の許可に関する事。
- (3) 静岡市体育館等の施設及び設備の維持管理に関する事。
- (4) (1)、(2) 及び (3) に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務
- (5) その他詳細は別紙仕様書のとおり。

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで 5年間

この期間は、静岡市議会（以下「市議会」という。）での議決により決定します。

4 募集条件

- (1) 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。
- (5) 市内に事務所を有し、事業を行う人材及びネットワーク等を有していること。

5 欠格事項

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者、役員（以下「代表者等」という。）が、次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、次のいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- (2) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けている団体
- (3) 直近の1年間において、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- (4) 会社更生法及び民事再生法による手続きをしている団体
- (5) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第7条第1項の規定による暴力団および暴力団員等と密接な関係を有する者（団体、代表者等）

6 申請に関する事項

(1) 申請書類

申請時には次の書類を提出してください。提出部数は原本1部、副本10部です。

使用する用紙の規格は、原則A4縦長とし、図面など規格を超えるものはA4の大きさに折り曲げてください。

なお、収支予算書においては、仕様書の28頁「6（2）積算経費」及び「6（3）指定管理者の収入」に記載の予算項目を大項目として設定してください。

ア 静岡市体育館等指定管理者指定申請書（様式1）

イ 静岡市体育館等事業計画書（様式2）

ウ 収支予算書

（ア）中央体育館、南部体育館、長田体育館、東部体育館及び北部体育館事業計画に関する収支予算書（様式3）

（イ）清水清見潟公園（体育館、室内プール及びトレーニング室）事業計画に関する

収支予算書（様式4）

（ウ）蒲原体育館事業計画に関する収支予算書（様式5）

（エ）西ヶ谷総合運動場事業計画に関する収支予算書（様式6）

（オ）清水総合運動場事業計画に関する収支予算書（様式7）

エ その他添付書類

（ア）定款又はこれに準ずるものの謄本

（イ）役員名簿

（ウ）組織、沿革、その他経営（事業）状況に関する書類

（エ）平成29年度から令和元年度までの貸借対照表、収支計算書、損益計算書又はこれらに類する書類

（オ）市税、法人税、消費税及び地方消費税に係る直近1年分（令和元年度）の納税証明書

（カ）静岡市体育館等の管理に係る従事（予定）者等の名簿、採用見通し状況及び管理体制組織図等

（キ）主な体育施設又は類似施設の指定管理（又は運営管理委託）の実績

（2）申請方法

直接持参又は郵送（郵送の場合は、書留とすること。）

（3）提出場所

〒420 - 8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市観光交流文化局スポーツ振興課（静岡市役所 静岡庁舎 新館16階）

（4）募集期間

令和2年10月21日（水）から令和2年11月20日（金）まで

各日とも午前8時30分から午後5時15分まで

日曜日、土曜日及び祝日は除く。

郵送の場合は、令和2年11月20日（金）午後5時15分必着とします。

（5）質問の受付期間、回答日及び回答方法等

ア 受付期間 令和2年10月21日（水）から11月4日（水）まで

各日とも午前8時30分から午後5時15分まで

日曜日、土曜日及び祝日は除く。

イ 提出方法 別紙2「質問票」に記入の上、直接持参、FAX又はメールにより受付期間内にスポーツ振興課へ提出してください。

募集要項等の内容に関する、電話・口頭による質問は受付しません。

ウ 回 答 令和2年11月11日（水）（予定）

期間が短いため、質問内容により、順次回答していく場合もあります。

エ 回答方法 質問者及び申請予定団体に、FAXまたはメールにて回答します。

（6）その他留意事項等

ア 不正等があった場合の取扱い

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

- (ア) 複数の事業計画書を提出した場合
- (イ) 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- (ウ) 申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- (エ) 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が審査委員会及び指定管理者選定委員会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に又は他者を不利にするよう働きかけた場合
- (オ) その他不正な行為があったと市が認めた場合

イ 申請書類の取り扱い

(ア) 著作権

申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、市は審査結果の公表等に必要な場合、その他市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(イ) 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

(ウ) 返却

一度提出された書類は、お返ししません。

(エ) 申請の辞退

申請書類を提出後、辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

ウ 申請に当たっての費用負担

申請に当たって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

7 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

市は、申請者から提出された事業計画等について、書類審査及びプロポーザル審査を経て、指定管理者選定委員会へ付議します。これらの手続きを経て、選定された指定管理者に関する事項については、市議会に指定管理者の指定議案として上程され、議会の議決を経て市長が指定します。

なお、応募後に応募資格等を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

ア 書類審査

スポーツ振興課で申請者から提出された事業計画書、収支予算書等の書類について審査します。

イ プロポーザル審査

申請者にプレゼンテーション等を行っていただき、審査基準に照らして審査します。日程については後日連絡します。（令和2年12月7日（月）予定）

(2) 審査基準

指定管理者の選定は、事業計画書、収支予算書等の内容により、総合的に勘案して

判断します。審査項目、配点、比重については別紙2「指定管理申請者審査表」のとおりとします。

「類似施設」とは、市所管のスポーツ・レクリエーション施設及び他都市の公営スポーツ施設を指します。

(3) 選定方法

書類審査及びプロポーザル審査の審査結果に基づき、指定管理者選定委員会において指定管理者（候補者）を選定します。

選定結果については、審査終了後、速やかに文書でお知らせします。

(4) 指定管理者の決定

指定管理者選定委員会で選定された指定管理者（候補者）は、市議会（令和3年2月議会を予定）に議案上程され、議案議決により指定管理者として決定されることとなります。

なお、申請者の中に指定管理者としてふさわしいと市が認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の指定は行いません。

市議会での議決事項は次のとおりです。

- ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
- イ 指定管理者に指定する団体の名称
- ウ 指定期間

(5) 選定結果の公表

選定結果（申請団体の名称、評価点等）については、市議会での議決後、市ホームページで公開します。

8 協定等の締結

指定管理者の指定後（令和3年3月下旬を予定）、指定管理料や業務の詳細を定めるため、別添「協定書（案）」のとおり市と協定を締結します。

また、この施設は静岡市地域防災計画において指定避難所等として位置付けられているため、別添ひな形を参考に「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結する必要があります。併せて、協定締結後は別添「指定管理者災害対応の手引ー指定管理者制度導入施設避難場所等災害対応マニュアル ひな型ー」を参考に大規模災害時等の協力体制について施設ごとにマニュアル等を整備するよう努める必要があります。

なお、協定の期間は4月1日から3月31日までとし、指定期間中の年度ごとに協定の締結及びマニュアル等を整備します。

(1) 協定を締結する主な事項

- ア 事業計画に関する事項
- イ 市が支払うべき管理費用に関する事項
- ウ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- エ 事業報告に関する事項

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(2) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定締結までに、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

ア 正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき。

イ 財務状況の悪化により、管理業務の履行が確実にできないと認められたとき。

ウ 著しく社会的信用を損ない、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

9 その他

(1) 情報の公開

指定期間中の毎年度終了後に年度評価、指定期間が満了する年度に総合評価を実施し、それぞれの結果を市のホームページで公表します。

また、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合があります。

(2) 指定取消等

当該指定管理者に指定管理業務を継続させることが適当でないと認められる場合には、指定を取り消すことや期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

また、指定管理中に施設が廃止された場合は、指定が終了になります。

指定取消等を行った場合、その結果として市が被った損害の有無を確認するとともに、市は指定管理者に対し、損害賠償請求を行うかどうか検討することとします。

(3) 守秘義務

指定管理者は、施設の管理運営を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりしてはならないものとします。

また、指定期間終了後においても同様とします。

(4) その他留意事項等

ア 公の施設であることを認識し、利用者に対して常に公平な運営を心掛け、特定の団体等に有利又は不利な取り扱いをしてはなりません。

イ 指定管理者が静岡市体育館等の管理に係る管理規程・要綱等を設けるときには、あらかじめ市と協議してください。

ウ 募集要項及び仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容等について定めのない事項又は疑義が生じた場合には、市と指定管理者は誠意をもって協議し、解決に努めるものとします。

(5) 問い合わせ先及び申請書類提出先

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 静岡庁舎 新館 16階

静岡市 観光交流文化局 スポーツ振興課 施設第2係
電話番号：054-221-1283
FAX 番号：054-221-1453
Eメール：sports@city.shizuoka.lg.jp

静岡市体育館等指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 静岡市長

所在地(法人以外の団体にあつては、その代表者の住所)

申請者 名 称

代表者氏名 ㊟

電 話

静岡市体育館等の指定管理者の指定を受けたいので、静岡市体育館条例第 17 条及び静岡市体育館条例施行規則第 12 条、静岡市都市公園条例第 8 条第 2 項及び静岡市都市公園条例施行規則第 13 条並びに静岡市総合運動場条例第 17 条及び静岡市総合運動場条例施行規則第 13 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

静岡市体育館等事業計画書

事業計画の理念・方針

実施事業の概要(事業の構成及び年間計画表)

実施体制図

特記事項(効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等)

中央体育館、南部体育館、長田体育館、東部体育館及び北部体育館事業計画に関する
収支予算書

収 入			千円
	科 目	内容・数量	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円

支 出			千円
	科 目	内容・数量	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円

清水清見潟公園（体育館、室内プール及びトレーニング室）事業計画に関する収支予算書

収 入			千円
	科 目	内容・数量	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円

支 出			千円
	科 目	内容・数量	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円

蒲原体育館事業計画に関する収支予算書

収 入			千円
	科 目	内容・数量	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円

支 出			千円
	科 目	内容・数量	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円

西ヶ谷総合運動場事業計画に関する収支予算書

収 入			千円
	科 目	内 容 ・ 数 量	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円

支 出			千円
	科 目	内 容 ・ 数 量	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円

清水総合運動場事業計画に関する収支予算書

収 入			千円
	科 目	内容・数量	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円

支 出			千円
	科 目	内容・数量	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円

静岡市体育館等指定管理に関する質問票

団体名	
団体所在地（住所）	
担当課等	
担当者氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E メールアドレス	

施設名	
質問要旨	
<p>質問内容</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>※質問要旨に沿って 必要に応じて、箇条 書きにしてください</p>	

指定管理申請者審査表

静岡市中央体育館、静岡市南部体育館、静岡市長田体育館
 静岡市東部体育館、静岡市北部体育館、静岡市蒲原体育館
 清水清見潟公園（体育館、室内プール及びトレーニング室）

施設の名称 静岡市西ヶ谷総合運動場、静岡市清水総合運動場

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数 ①×②
【30点】 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	施設の設置目的を認識し、運営方針は明確で十分な内容であるか。	× 1		
	市が提示した仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	× 1		
	提案全体が、市スポーツ推進計画や他の施策の方針を的確に把握し、考慮したものとなっているか。また、提案に市の他施策への貢献がみられるか。	× 2		
	住民の利用について公平性が確保されているか。	× 1		
	施設の設置目的を理解し、多様な団体等と連携した取組が期待できるか。	× 1		
	【所見欄】			
【25点】 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。	経費節減の適切な考え方とその具体的な方策が示されているか。	× 1		
	危機管理、安全対策が適切であり、必要な対策が盛り込まれているか。	× 1		
	教室等の運営に関し、計画が積極的かつ具体的・現実的で創意工夫がみられるか。	× 1		
	市民ニーズの反映策及び市民サービス向上のための適切な方策が示されているか。	× 1		
	市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	【所見欄】			
【35点】 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。	当該施設の指定管理者としての実績は十分か。類似施設の管理運営実績は十分か。	× 2		
	事故・災害など緊急時における対策は適切か。	× 1		
	人員の配置計画は適正か。	× 1		
	施設管理に必要な資格・免許等を有した人員は充足しているか。また、第三者委託に関する計画は適正か。	× 1		

	職員の指導育成、研修計画等が整備されているか。	× 1		
	個人情報の保護及び情報公開に関し、その重要性を認識し、必要な措置が講じられているか。	× 1		
	【所見欄】			
【10点】 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。	指定管理業務を行っていくために必要な経営資源を具体的に認識しており、指定期間中にそれらを確認する方策を講じているか。	× 1		
	施設を安定的に運営しうる財務的基盤を有しているか。	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1
 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とする。

満点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】